

臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年7月7日（水）

17：02～17：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

○人事 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：臨時閣議案件について、申し上げます。まず、「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び財務大臣から御発言があり、関連して、総務大臣及び河野大臣から御発言があります。

次に、人事案件について、申し上げます。金融庁及び財務省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、金融庁長官氷見野良三が退官し、その後任に総合政策局長中島淳一を、財務事務次官太田充が退官し、その後任に主計局長矢野康治を、それぞれ充てるものであります。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：令和4年度予算編成については、先般閣議決定された「骨太方針2021」で示された方向性に沿って、まずは新型コロナ対策に最優先で取り組みながら、グリーン、デジタル、活力ある地方づくり、少子化対策という4つの課題に重点的な投資を行うため、予算を大胆に重点化してまいります。あわせて、これまでの歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化をしっかりと進めてまいります。各大臣におかれては、既存の予算、制度をゼロベースで見直していただき、こうした方針に沿った概算要求となるようにお願いします。

○加藤国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：令和4年度予算においては、「骨太方針2021」及び「骨太方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、総理から御指示のあった4分野に重点化を図りつつ、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組んでいく必要があります。閣僚各位におかれましては、既存の予算を抜本的に見直すなど、要求・要望の段階からその内容を十分に吟味するとともに、「新たな成長推進枠」の仕組みを活用していただきたいと思います。新型コロナ感染症対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、この仕組みや事項のみの要求も含め、適切に要求していただくよう、お願いいたします。また、予算編成過程を通じて、「新経済・財政再生計画」に盛り込まれた制度改革をしっかりと具体化していくよう、お願いいたします。概算要求提出期限は8月末日といたします。財政投融资につきましては、ポストコロナの持続的な成長につながる投資など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくようお願いいたします。その際、民業補完性、償還確実性等を確保するとともに、生産性向上等の観点から対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思います。税制改正要望につきましても、8月末日までのご提出をお願いいたします。厳しい財政事情に鑑み、租税特別措置につきましては、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ること

が必要であり、要望段階から主体的に取り組んでいただくようお願いいたします。
以上、よろしくようお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣から4件御発言がございます。

○武田国務大臣：まず、令和4年度の概算要求に当たり、独立行政法人制度を所管する立場から申し上げます。独立行政法人等の新設や業務追加などの要求に当たっては、行政の肥大化を来さないよう、既存組織との重複排除や役割分担を踏まえた効率的な組織・業務運営を行っていただきたいと思っております。その上で、各法人の既存業務の見直しによるリソースの有効活用や、地方公共団体・民間企業等の関係機関との連携を進めるなど、法人の専門性やノウハウを最大限発揮させる観点から、内容を御検討いただくよう、お願い申し上げます。

次に、令和4年度の概算要求に当たり、政策評価制度を所管する立場から申し上げます。政策評価については、国会における行政監視機能の強化の取組も踏まえ、その質の向上を図るとともに、政策の立案や改善に一層活用していくことが求められています。各大臣におかれましては、EBPMの考え方も取り入れながら、政策評価を的確に行うとともに、概算要求に当たり、その結果を十分に活用していただくよう、お願い申し上げます。

次に、各大臣におかれましては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に則り、経済・財政一体改革を推進する際には、地方歳出の多くが法令により義務づけられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を実行するとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないようご留意願います。また、私から関係の大臣に対し、概算要求に当たって取り組んでいただきたい事項について、文書により要請することとしております。具体的には、1点目は、防災・減災対策、国土強靱化及び東日本大震災等からの復旧・復興に係る必要な措置、2点目は、新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組の推進に係る必要な措置、3点目は、デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進に係る必要な措置などです。各大臣におかれましては、地方分権改革の推進や国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の御協力をお願い申し上げます。

次に、地方税に関する令和4年度税制改正要望についても、令和3年8月末日までの提出をお願い申し上げます。各大臣におかれましては、地方税における税負担軽減措置等について、地方分権を推進する観点や極めて厳しい地方財政の状況、さらには整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただくようお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、河野大臣から2件御発言がございます。

○河野国務大臣：まず、令和4年度概算要求に関連して申し上げます。機構、定員及び級別定数に関する要求については、本日内閣総理大臣決定された「人件費予算の配分の方針」に沿って、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなど、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。要求に当たり、各大臣におかれましては、国民に対し必要な行政サービスを確実に提供でき、また、効果的かつ効率的な業務

遂行体制となるよう、既存の体制、業務及びそのやり方をしっかり見直していただくようお願い申し上げます。

次に、各府省におかれては、行政事業レビューの取組による事業の点検結果について、令和4年度概算要求に的確に反映していただくよう、お願いいたします。今回の結果を含め、これまでの行政事業レビューにおける指摘事項については、今後の予算編成において、看板の掛け替えなどの誤解を招くことのないよう、しっかりと対応をお願いいたします。また、引き続き、エビデンスに基づく政策立案、EBPMを推進することが大変重要です。こうした観点も踏まえて概算要求を検討いただくよう、お願いいたします。各府省が行った概算要求の内容については、行政改革推進会議において、効率性や有効性などの観点から検証することとしております。閣僚各位の御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：これもちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

